第4章 海上交通

1 第8次交通安全基本計画の評価

(1)海上交通環境の整備

交通安全施設等の 整備

交通安全施設等の ア 開発保全航路の整備

浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある航路について、ボトルネック解消を目的として所定の幅員及び水深を確保するための浚渫を実施。

(国土交通省)

特に、国際幹線航路については、平成 21 年度に東京 湾口航路、関門航路において、船舶航行の安全性の向 上を図るための浚渫事業等を実施しており、船舶航行 のボトルネック解消率は 95% (平成 20 年度)となっ ている。

船舶航行のボトルネック解消率:国際幹線航路の航路幅員、航路水深、航路延長の計画値の積に対する 実績値の割合

(国土交通省)

イ 港湾の整備

社会資本整備重点計画に基づき、港湾における船舶の 安全かつ円滑な航行及び諸活動の安全の確保が図られ るよう、船舶の大型化や高速化を勘案しつつ、防波堤、 航路及び泊地の整備を推進。

(国土交通省)

また、暴風雨に際し小型船舶が避難のために停泊できるよう、平成21年度は、避難港6港において泊地や防波堤等の整備を実施。

(国土交通省)

ウ 漁港の整備

漁港漁場整備長期計画に基づき、漁船の避難のための 漁港を整備するとともに、港内の安全性を確保するために、津波防護効果も考慮した防波堤、泊地等の整備 を実施。

(水産庁)

エ 航路標識等の整備

船舶の位置、速力、針路等の動静情報が船舶と陸上局の間で自動的に交換可能である船舶自動識別装置(AIS)陸上局を海上交通センター等に整備し、順次運用を開始した。

[AIS陸上局の整備箇所数]

	18 年度	19 年度	20 年度
陸上局(箇所)	14	39	20

〔AISを活用した次世代型航行支援システムの運用 箇所数(各年度末)〕

	18 年度	19 年度	20 年度
運用所(箇所)	6	11	22

(海上保安庁)

ふくそう海域等において、既存航路標識の視認性向上 等のため、高機能化・高規格化を推進した。

〔航路標識の高機能化等整備数〕

	18 年度	19 年度	20 年度
高機能化	25	22	0
(基)			
高規格化	4	5	16
(基)			

高機能化:同期点滅化、光源のLED化等により視認性 等が向上

高規格化:浮体式灯標化により識別性等が向上

(海上保安庁)

レーダー波高計等を整備し、沿岸域情報提供システムによる提供情報の充実を図った。

〔レーダー波高計、ライブカメラの整備箇所数〕

	18 年度	19 年度	20 年度
レーダー波高	2	1	0
計			
ライブカメラ	0	10	5

(海上保安庁)

航路標識の信頼性確保のため、老朽化した航路標識施設及び機器の更新を計画的に実施し航路標識(光波標識)の運用率(平均)99.8%以上を維持した。

	18~20年
運用率(%)	99.91

運用率:運用すべき時間に対し実際に正常運用した時間 の比率

(海上保安庁)

オ 港湾の耐震性の強化

(ア)耐震設計の充実強化、研究開発の推進

平成19年4月に改正された「港湾の施設の技術上の基準」により、より精度が高い設定方法に変更された 地震動について作成を推進。

(国土交通省)

(イ)全国の主要港湾における耐震強化岸壁等の整備の推 進

緊急物資輸送に対応した耐震強化岸壁の整備率(全国)が平成21年8月現在で約64%(平成18年1月は約55%)になる等、港湾における大規模地震対策施設の整備を推進。

(国土交通省)

川崎港東扇島地区において、平成20年6月より基幹的広域防災拠点の供用を開始。また、堺泉北港堺2区において、平成20年度より基幹的広域防災拠点の整備を開始。

(国土交通省)

(ウ)既存港湾施設の耐震性強化

臨港道路等の橋梁及び高架部の耐震補強を実施する 等、既存港湾施設の耐震性強化を推進。

(国土交通省)

カ 漁港の耐震性の強化

地震等の災害時に地域の防災拠点や水産物の流通拠点 となる漁港において、地域の防災計画と整合性を図り、 救援船等に対応可能な泊地、耐震性を強化した岸壁、 輸送施設等の整備を実施。

(水産庁)

漁港構造物の耐震化の技術開発について検討を進めている。

(水産庁)

キ 港湾の保安対策の推進

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、全国 129 港において、国が埠頭保

安規程を承認し、国際埠頭施設の管理者が保安対策を 実施することにより、我が国港湾の保安対策を推進し ている。

(国土交通省)

保安対策のより一層の充実やユーザーの利便性の更なる向上に資するため、平成20年6月に港湾法を一部改正し、ITを活用した出入管理情報システムの導入を推進している。

(国土交通省)

国内海上輸送ネットワークの安定性を確保するため、 内航旅客ターミナルの保安対策を推進。平成 21 年度ま でに、全国 7 ターミナルにおいて実施。

(国土交通省)

交通規制及び海上交通に関する情報提供 の充実 ア ふくそう海域における船舶交通安全対策の推進 近年における海難の発生状況、海上交通に係る環境の 変化等を踏まえ、船舶交通の安全性及び効率性の向上 を図るため、港則法及び海上交通安全法の一部を改正 した(平成21年7月公布)。

(海上保安庁)

各港における船舶交通の実態や船舶の航行環境の変化 に適切に対応するため、港則法施行令及び同法施行規 則の一部改正を実施した(毎年度)。

(海上保安庁)

海上交通センター等において航行船舶の動静把握や航 行管制を行うとともに、航路及びその周辺海域に常時 配備している巡視船艇と連携し、船舶に対して情報提 供や航法指導等を実施した。

[海上交通センター等からの船舶に対する情報提供件数]

・平成 18 年 日本語 1,266,892 件

英語 752,258 件

・平成 19 年 日本語 1,281,352 件

英語 760,082 件

・平成 20 年 日本語 1,295,491 件 英語 840,456 件

(海上保安庁)

海上交通センター等においてAISを活用した航行支援システムを運用し、航行実態に即した効果的な航行指導や乗揚げ防止等の情報提供を実施した。

[A I S メッセージによる情報提供件数]

- ・平成 18 年 29,152 件
- ・平成 19 年 517,084 件
- ・平成 20 年 1,325,046 件

(海上保安庁)

イ 沿岸海域における情報提供の充実

全国70箇所の海上保安部等において、沿岸域情報提供システム(MICS)を運用し、気象・海象情報等の船舶交通の安全に必要な情報を提供した。

[MICSホームページ(トップページ)のアクセス件数]

- ・平成 18 年 6,799,003 件
- · 平成 19 年 6,739,149 件
- ・平成 20 年 6,588,695 件

(海上保安庁)

平成20年7月から北海道、東北、山陰エリアにおいて、平成21年7月から南九州、南西諸島エリアにおいてAISを活用した航行支援システムの運用を開始した。

(海上保安庁)

- ウ 海図・水路誌等の整備及び水路通報等の充実 効率的な水路測量の充実強化としては、新型の浅海用 マルチビーム測深機の導入及び航空機搭載用測深機の 活用により、未測量海域が縮小し、水深情報の精度が 高まるとともに、沿岸域の連続的な基盤情報の充実が 図られた。
 - ・航空レーザー測量 平成 20 年度 3 海域

(海上保安庁)

港湾・航路の整備の進展等に対応するため、海図や水路誌等の新改版、及び、最新維持を実施し、最新の情報を提供している。

平成 18 年度:新刊 2 図 改版 110 図 平成 19 年度:新刊 34 図 改版 97 図 平成 20 年度:新刊 27 図 改版 84 図

平成21年度:新刊 5図 改版33図(9月末現在)

(海上保安庁)

海難事故防止対策の的確な実施のため、管区本部が設 定している航法の解説や当該情報の所在に関する情報 を、平成 15 年度末から海図改版時に順次追加掲載している。平成 21 年度末までに対象となる 114 図(英語版海図含む)について掲載が完了する予定であり、平成21 年 9 月末現在の掲載率は 96%である。

・平成 20 年度まで:109 図

・平成 21 年度:1図(9月末現在)

(海上保安庁)

わが国の周辺海域を航行する船舶における外国人船員 の増大に対処するため、英語のみで表記した海図を 96 図、英語版国内水路誌を 5 版刊行している。

(海上保安庁)

電子海図表示装置の搭載義務化に対応するため、航海 用電子海図刊行区域の充実を図った。また、各国電子 海図の整合性を確保するため、国際水路機関が勧告し た新たな国際標準への対応を行っている。

(海上保安庁)

平成 18 年 7 月、海上保安庁が刊行している英語版海図が、英国海洋情報部との協力により、英国の販売網を通じて世界 52 カ国で販売されることとなった。また、航海用電子海図については、この英国販売網とノルウェーを中心とする販売網を通じて販売されている。

(海上保安庁)

利用者が、より早く簡単に必要とする情報のみ入手できるように、検索型ホームページにより水路通報を提供している。更に補正図についても、より迅速な情報提供を行うため、インターネットからも入手できるようにしている。

(海上保安庁)

海上保安庁が発出する全ての航行警報をホームページで閲覧できるようにし、さらに沿岸約50km以内の航行警報については、携帯電話による利用を可能としている。

(海上保安庁)

エ 気象情報等の充実

平成19年4月から、24時間先までの3時間刻みの台風予報の提供を開始するなど台風情報の内容を充実した。

(気象庁)

防災気象情報の高度化と情報提供の迅速化を図るとと もに大規模災害時にも安定した気象情報の提供を実現 するため、気象情報伝送処理システムの更新を行った。 (気象庁)

防災情報提供センター (運営主体気象庁) ホームページを運営し、国土交通省が保有する防災情報をインターネットを通じて提供した。

(国土交通省、気象庁)

平成 17 年 3 月より、気象庁では北西太平洋津波情報センターの運営を開始し、北西太平洋域の各国へ地震の発生時刻、震源の位置、マグニチュード、推定される津波の発生可能性の有無、及び津波の発生可能性が有る場合には、指定された沿岸地点における津波の到達時刻及び高さの予測値等の提供を開始した。

(気象庁)

平成 19 年 11 月より、より細かな海底地形を考慮した、新しい津波データベースによる津波警報等の運用を開始し、津波警報等の精度向上を行った。

(気象庁)

平成20年7月から津波情報で観測値を発表する検潮所の数を107ヶ所から160ヶ所に増強し、平成21年4月からは、津波情報で発表する沖合のGPS波浪計を2ヶ所から8ヶ所に、沿岸の検潮所を160ヶ所から163ヶ所に増やし、津波監視体制の強化行った。

(気象庁)

大規模災害時等も継続して津波、高潮の実況データを取得して監視するため、潮位観測データを東西の 2 中枢に集約するとともに、観測施設からのデータ伝送網の効率化を行った。あわせて、老朽化した潮位観測施設を更新した。

(気象庁)

観測データの安定的な提供のため、老朽化した沿岸波 浪計 2 か所を更新した。

(気象庁)

平成20年3月から関係機関の潮位データの共有化により潮位情報のデータ提供の拡充を図るとともに、平成20年5月より高潮警報や気象情報等への利用を開始した。

(気象庁)

平成 18 年度から平成 20 年度にかけて高潮予測の精度 向上に向けた数値モデルの改善を図り、その運用及び 予測時間の延長等を実施した。また、平成 21 年 5 月に は高潮予測モデルの高解像度化を図り、より詳細な高 潮の予測を開始した。

(気象庁)

平成19年5月から予測精度を向上した外洋波浪モデルおよび沿岸波浪モデルの運用を開始した。さらに同年11月からは、先のモデル運用を1日2回から1日4回に増やし、利用者の便を図った。

(気象庁)

平成 21 年 12 月から、外洋波浪実況図及び沿岸波浪実況図について作成方法の改善をはかり、実況図の提供回数を 1 日 1 回から 1 日 2 回に増やし、利用者の便を図った。

(気象庁)

内海・内湾における沿岸防災に資することを目的に平成 19 年 9 月から 5 海域において浅海波浪モデルの運用を試行的に開始した。

(気象庁)

高齢社会に対応した 旅客船ターミナル等 の整備 平成22年までに一日あたりの平均的な利用者数が5000 人以上の旅客船ターミナルについて原則として移動円 滑化を達成。

	H18	H19	H20
段差の解消	88.9%	88.9%	87.5%
	(8/9)	(8/9)	(7/8)
視覚障害者	77.8%	77.8%	75.0%
誘導用ブロ	(7/9)	(7/9)	(6/8)
ック			

()書きについては、整備済み施設数 / 総対象施設数 (国土交通省)

(2)海上交通の安全に関する知識の普及

海難防止思想の普及

海難防止に関する意識を高めるため、海難防止講習会や 訪船指導等あらゆる機会を通じて安全運航に関する事 項及び海事関係法令の遵守等について指導を実施した。

〔海難防止講習会等の開催状況〕

- ・平成 18 年 984 回開催 受講者 42,619 人
- ・平成 19 年 1,349 回開催 受講者 53,562 人

・平成 20 年 1,427 回開催 受講者 55,197 人 〔安全運航に関する指導隻数〕 ・平成 18 年 46,526 隻 ・平成 19 年 43,571 隻 ・平成 20 年 41,332 隻 (海上保安庁) 毎年、期間を定めて官民一体となった「全国海難防止強 調運動」を全国一斉に実施したほか、地域や各種船舶の 特性を考慮した地域レベルの「地方海難防止強調運動」 を展開し、広く国民全般に対して海難防止を呼びかけ、 海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する 知識の習得及び向上を図った。 (海上保安庁) 広く国民全般に海難防止思想の普及を図るために鉄道 やバスに車内広告を掲載するなど、公共交通機関等を 活用した海難防止啓発活動を実施した。 (海上保安庁) 民間組織の指導育成 海難防止思想の普及と海難防止対策の一層の実効を期 すため、海難防止を目的とする各民間組織の自主的活 動が一層着実に推進されるようその充実強化を図った。 (海上保安庁) 海難の原因究明結果 海難審判の結果明らかになった個々の海難の原因や実 の活用 態について、テーマごとに詳細な分析を行い、同種海 難の防止策を提言する「海難分析集」を始め、海難事 例と防止策を紹介する定期情報誌、外国人船員向けに 我が国周辺海域特有の海難事例を紹介する英語版の情 報誌を発行し、海事関係者等に広く提供するとともに、 海難防止のための講習会等に積極的に講師派遣を行っ た。 (国土交通省) 事故の再発防止に寄与するため事故防止分析官を設置 し、個別の事故等調査では分析しきれない特定課題につ いて技術的、客観的、集中的に分析するほか、事故等調 査で得たデータを統計的に分析し、事故の傾向等を解析 するなど各種分析作業を専門に行っている。また、運輸 安全の向上に寄与するため「運輸安全委員会ニュースレ

ター」を発刊し、事故防止に係る有用な情報を提供した。

(運輸安全委員会)

外国船舶に対する情 報提供等

外国船舶の海難を防止するため、入港中の外国船舶に対する訪船指導を行うとともに、航行安全上必要な情報等について、外国語によるリーフレットやホームページを活用して、周知・指導を実施した。

[外国船舶に対する安全運航に関する指導隻数]

- ・平成 18 年 5,421 隻
- ・平成 19 年 5,314 隻
- ・平成 20 年 3,211 隻

(海上保安庁)

日本海において頻発した、外国船舶による木材流出事故に対して、外交ルートを通じた申し入れを行うなどして、木材流出事故及びこれに起因する海難の未然防止に努めた。

(海上保安庁)

台風等特異気象時に おける安全対策の強 化

台風等特異気象時における海難を防止するため、海難防止講習会や訪船指導等を通じて、安全指導や注意喚起を 徹底するとともに、港則法で規定する特定港等において、関係機関、民間団体等が参画する台風対策委員会を 設置し、安全対策の強化を推進した。

〔海難防止講習会等の開催状況〕

- ・平成 18 年 984 回開催 受講者 42,619 人
- ・平成 19 年 1,349 回開催 受講者 53,562 人
- ・平成 20 年 1,427 回開催 受講者 55,197 人

〔安全運航に関する指導隻数〕

- ・平成 18 年 46,526 隻
- ・平成 19 年 43,571 隻
- ・平成 20 年 41,332 隻

(海上保安庁)

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律(平成 21 年 7 月公布)により、異常な気象時等における港内 での危険防止のために必要な法的措置を整備した。

(海上保安庁)

(3)船舶の安全な運航の確保

船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に対応し,船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基づく海技士試験の際,一定の乗船実務経験を求めつつ,最新の航海機器等に対応した知識・技能の確認を行うとともに,5年ごと

の海技免状の更新の際,一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより,船舶職員の知識・技能の最新化を図った。

また,新人船員の養成及び船員の再教育について,独立行政法人航海訓練所においては,安全・環境等に係る管理能力の強化を目標とした指導要領の見直し及びこれに沿った訓練を実施するとともに,独立行政法人海技教育機構においては,内航海運における船員不足,即戦力化の要請に応えるため,一般高等学校卒業者等を対象とした6級海技士養成課程を設置したほか,海運業界のニーズに応じた操船シミュレータ訓練の実施などにより,船員教育訓練の充実・強化を図った。

さらに、教育機関、船社等からなる定常的な意見交換の場を設定し,相互の連携を強化するとともに,業界のニーズや教育訓練の内容について共通の認識を持つことにより,船員教育訓練の改善を図った。

船員法等の法令の遵守を励行させ、船舶の航行の安全 確保・安全規制の徹底、及び船員の労働条件等の一層の 確保を図るため、随時運航労務監理官による船員法に基 づく監査を実施し、船員の安全意識等の維持及び資質の 向上を図っている。(平成20年度実績 5190件)

(国土交通省)

船舶の運航管理の適 正化等

旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化 平成17年4月に、船舶の運航管理や船員の労働環境 整備等を通じた航行の安全を確保するため、旅客船・ 貨物船の運航管理に関する監査を行う「運航監理官」 と、船員の労働条件に関する監査行う「船員労務官」 を統合し「運航労務監理官」を設置し、旅客船事業者 等に対する指導監督の業務執行体制を強化した。

運航労務監理官の設置により、海上運送法及び内航海運業法の各事業法と船員法等の法令等に基づく監査を一元的、効率的かつ効果的に実施することが可能となり、海運における事後チェック体制が大幅に強化され、より一層の船舶の航行安全の確保及び船員の労働環境の保護が図られることとなった。平成20年度においては、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者等の船舶及び事業所に対する運航労務監査を8,470件実施した。

(国土交通省)

イ 運航管理者等に対する研修等の充実

各地方運輸局等においては、輸送の安全確保に関する 統括責任者である安全統括管理者及び船舶の運航管理 の責任者である運航管理者に対し、海難事故事例や船 舶の安全運航等について毎年研修を実施している。平 成20年度においては、各地方運輸局等において計2 7回の研修を実施した。

(国土交通省)

ウ 海上タクシー等の運航管理の指導監督 平成18年10月に海上運送法が改正され、海上タクシー等についても、安全確保対策の強化を図るべく、 安全管理規程の作成、安全統括管理者及び運航管理者 の選任の届出が新たに義務付けられたことに伴い、事 業開始届出の際に、必ず届出をするよう指導監督を行った。

(国土交通省)

エ 事故再発防止対策の徹底

重大な事故が発生した場合は、各事業法に基づく特別 監査等に入り、事故原因の究明を行い、各事業者に対 しては、適切な再発防止策をとらせるよう努めている。 なお、同監査の結果、平成20年度には、海上運送法 及び内航海運業法に基づく輸送の安全確保に関する命 令の発出を5件、文書指導の発出を8件行った。

(国土交通省)

オ 安全情報公開の推進

平成18年10月に海上運送法及び内航海運業法が改正に伴い、輸送の安全にかかわる情報の公表が義務づけられ、毎年度、利用者にとってわかりやすいように整理した上で国土交通省のホームページにて公表をしている。

(国土交通省)

船員災害防止対策の 推進

第9次船員災害防止基本計画(平成20年度~24年度)を策定し、それに基づき船員災害防止実施計画を作成し,安全衛生管理体制の整備とその活動の推進,死傷災害の防止を図るとともに,生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策の推進を図るなど,船舶所有者,船員及び国の三者が一体となって船員災害防止対策を強力に推進した。

また,船舶所有者等が自主的に船員災害に係るリスク

アセスメントと PDCA サイクルという一連の過程を定めて継続的な改善を行うことにより安全衛生水準の継続的かつ段階的な向上を図る「船内労働安全衛生マネジメントシステム」の導入を図ることとし、当該システムの導入を図ろうとする船舶所有者等が活用し得るガイドラインを作成し、国、船員災害防止協会が中心となり、船員災害防止協会の講習会を通じて普及啓発活動を実施した。

その他、船員災害防止協会の実施する安全衛生に関する各種講習会等並びに船員労務官による監査及び指導等により船員災害防止対策の推進を図った。

【船員災害発生率(千人率)】

	死傷災害	疾病	合計
平成 18 年度	11.8	11.4	23.3
平成 19 年度	11.3	11.4	22.7

(国土交通省)

水先制度の抜本改革

平成19年4月に施行された改正水先法に基づき,水先人の供給を確保するため,3級水先人の養成が20年10月より新たに開始されるなど,水先人養成制度の適確な運用を図るとともに,統合水先区において,1人の水先人が湾口から港内まで通しで業務を行うことができるよう,限定解除試験を実施し,湾内での乗り継ぎ解消による安全の向上を図った。

(国土交通省)

海難原因究明体制の 充実

平成20年9月に(独)海上技術安全研究所に「海難事故解析センター」が開設され、事故解析に関して高度な専門的分析を行うとともに、重大海難事故発生時の迅速な情報分析・情報発信を行っている。

(国土交通省)

これまで,海難審判手続のもとで一体的に行ってきた原 因究明手続と懲戒(海技従事者等の免許にかかる行政処 分)手続を分離し,前者を運輸安全委員会,後者を海難 審判所が行うこととし,適確に事故の原因を究明する体 制を整えた。

(運輸安全委員会)

国際海事機関 (IMO) における「海上事故又は海上インシデントの安全調査のための国際基準及び勧告される方式に関するコード (事故調査コード)」策定のための取組みに参画し,採択に貢献した。

(運輸安全委員会)

国際海難調査官会議(MAIIF),アジア海難調査官会議(MAIFA)における検討に積極的に参加し,国際協力体制の構築を推進するとともに,アジア地域における海難調査協力推進のための専門家会議のコーディネーターを務め,各国の調査体制,国際協力事例等について意見交換を行い,アジア地域における海難調査協力体制の更なる発展に貢献した。

(運輸安全委員会)

外国船舶の監督の推 進

国際的な規制強化に伴う PSC 検査内容の多様化・高度 化に対応するため、地方運輸局、運輸支局及び海事事務 所に外国船舶監督官 129 名(平成 21 年度)を配置し、 SOLAS 条約、MARPOL 条約、LL 条約及び STCW 条約 等に基づく PSC の適切な実施に努めている。

(国土交通省)

東京 MOU 加盟国より研修生を受入れる訓練コースを 実施するとともに、我が国より専門家派遣を実施するな どの国際協力を通じ、東京 MOU メンバー国全体のレベ ルアップを図っている。

<研修生の受入れ>

基礎訓練コース:平成19年度11名を受入れ

平成 20 年度 14 名を受入れ

平成 21 年度 14 名を受入れ

中級訓練コース:平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21

年度それぞれ 10 名を受入れ

<専門家派遣>

平成 19 年度: 2 名をタイへ派遣

平成 20 年度: 2 名をフィリピンへ派遣・

平成21年度:フィリピン、マレーシア、イランへ計6名

を派遣

【対策の効果】

東京 MOU 発足時の 1988 年に比べ、2008 年では東京 MOU 域内の臨検数が 152%、処分件数が 171%、拘留処分が 144%となり、サブスタンダード船の排除を推進している。

(国土交通省)

毎年9月から11月までの3ヶ月間、東京 MOU 全体で 集中検査キャンペーンを実施している。

平成 19 年度: ISM コード

平成 20 年度: SOLAS 第 章「航行の安全」

平成 21 年度: 救命艇の操作要件

(国土交通省)

(4)船舶の安全性の確保

()	•
船舶の安全基準等	国際海事機関(IMO)において、海上人命安全条約(SOLAS
の整	条約)が海上安全の技術進展等を踏まえて航海用具、防
備	火構造等に係る部分が改正されたことに伴い、これらに
	対応する国内関係法令の整備を行った。さらに、船舶の
	新たな航海装置として、船名、位置、速力、目的地など
	の情報を自動的に交換する AIS(船舶自動識別装置)の搭
	載が、国際航海に従事する旅客船と 300 トン以上の船舶
	に加え、国内航海に従事する 500 トン以上の船舶におい
	ても 2008 年 7 月までに搭載が完了した。 搭載が義務付け
	されていない船舶への普及のため、AIS 搭載船の海難防止
	効果の周知啓発等を図る。
	(国土交通省)
重大海難の再発防	漁船に対する復原性基準の見直しを行い、これまで簡易
止	な
	計算式により復原性能を間接的に評価していた基準を、
	漁
	船の船型変化等に対応できるよう、又、個船ごとに復原
	性
	を直接評価できるよう船舶復原性規則を改正した。
	(国土交通省)
危険物の安全審査	た険物の船舶運送に係る国内安全基準の国際整合化を
体制の整備	図る等、安全基準の整備を実施(平成 18 年 10 月、平成
	18年12月、平成19年3月、平成20年12月、平成21
	年6月》。
	(国土交通省)
船舶の検査体制の	船舶の構造・設備に関する技術基準の改正に伴う船舶
充実	検査の更なる高度化や複雑化に対応するため、国土交通
	本省、地方運輸局、運輸支局及び海事事務所に船舶検査
	官 163 名(平成 21 年度)を配置し、適切な検査の実施に
	努めている。
	(国土交通省)
旅客船事業者等によ	船舶の総合的な安全管理体制を確立するための国際安
る船舶の安全管理体	全管理規則(ISM コード)を取り入れ、平成 20 年 9
制構築の普及促進	月現在約 150 隻に対して審査を実施している。また、同

コード対象外の船舶においても任意で ISM コードの取得が可能であり、平成 20 年 9 月現在約 600 隻に対して審査を実施している。

(国土交通省)

外国船舶の監督の推 進

国際的な規制強化に伴う PSC 検査内容の多様化・高度 化に対応するため、地方運輸局、運輸支局及び海事事務 所に外国船舶監督官 129 名(平成 21 年度)を配置し、 SOLAS 条約、MARPOL 条約、LL 条約及び STCW 条約 等に基づく PSC の適切な実施に努めている。

(国土交通省)

東京 MOU 加盟国より研修生を受入れる訓練コースを 実施するとともに、我が国より専門家派遣を実施するな どの国際協力を通じ、東京 MOU メンバー国全体のレベ ルアップを図っている。

<研修生の受入れ>

基礎訓練コース:平成 19 年度 11 名を受入れ

平成 20 年度 14 名を受入れ

平成 21 年度 14 名を受入れ

中級訓練コース:平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21

年度それぞれ 10 名を受入れ

<専門家派遣>

平成 19 年度: 2 名をタイへ派遣

平成 20 年度: 2 名をフィリピンへ派遣・

平成 21 年度: フィリピン、マレーシア、イランへ計 6 名

を派遣

【対策の効果】

東京 MOU 発足時の 1988 年に比べ、2008 年では東京 MOU 域内の臨検数が 152%、処分件数が 171%、拘留処分が 144%となり、サブスタンダード船の排除を推進している

(国土交通省)

(5)小型船舶等の安全対策の充実

ボートパーク、フィッシャリーナ等の整 備

ボートパーク、フィーア ボートパーク等の整備

港湾区域内の放置艇を解消するため、既存の静穏水域 を活用した簡易な係留施設などボートパーク(放置艇 収容施設)の整備を推進。

(国土交通省)

イ フィッシャリーナの整備

漁港においては、海洋性レクリエーションのニーズの 増加に伴い、漁港を利用するプレジャーボート等が増 加していることから、これらと漁船とのトラブル等を 防止するため、漁船とプレジャーボート等とを分離・ 収容するフィッシャリーナの整備を進めた。

(水産庁)

ウ 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置 港湾法に基づく放置等禁止区域は、全国 29 港湾管理者 が指定(平成 20 年度末時点)。

(国土交通省)

放置艇問題の解消のために、係留・保管能力の向上と 併せて、港湾法(昭和25年法律第218号)及び漁 港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づく 船舶等の放置等を禁止する区域の指定を、津波・高潮 防災や景観形成の観点等も考慮した上で、積極的に推 進した。

(水産庁)

漁船等の安全対策の推進

ア 漁船等の安全に関する指導等の推進

関係省庁と連携の下、海難防止講習会や訪船指導等を 実施し、安全意識の高揚・啓発を図るとともに、安全 運航に関する留意事項及び海事関係法令の遵守等につ いて指導等を行った。

[海難防止講習会等の開催状況]

- ・平成 18 年 984 回開催 受講者 42,619 人
- ・平成 19 年 1,349 回開催 受講者 53,562 人
- ・平成 20 年 1,427 回開催 受講者 55,197 人

〔漁船に対する安全運航に関する指導隻数〕

- ・平成 18 年 6,550 隻
- ・平成 19 年 9,990 隻
- ・平成 20 年 11,500 隻

(海上保安庁)

平成20年2月に設置された関係省庁海難防止連絡会議において、重点対象事項を「漁船の安全対策の推進」とし、海難防止対策の推進と乗組員の安全確保についての対策を一層連携して、漁船海難の減少、漁船海難及び漁船からの海中転落による死者・行方不明者の減少を目指すこととした。

(海上保安庁)

漁船の安全性の確保

「船舶職員及び小型船舶操縦者法」について、その施 行規則を改正し、平成20年4月1日より、航行中の 漁船に乗船し漁ろうに従事する場合、連絡手段を確保 していてもライフジャケットの着用が義務となった。

(国土交通省)

の安全対策の推進

プレジャーボート等 ア プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進 プレジャーボートの海難事故発生件数が海難全体の相 当数を占める状況を踏まえ、平成19年度よりプレジャ ーボートを含む小型船舶の安全確保対策として船舶検 査受検、小型船舶操縦者免許の周知啓発・パトロール 活動指導を実施している。

(国土交通省)

海難防止講習会の開催や訪船指導等により海難防止思 想の普及を図るとともに、小型船安全協会等の民間組 織や海上安全指導員などのボランティアの活動に対す る支援を行い、関係機関等と連携した効果的な海難防 止活動を推進した。

[海難防止講習会等の開催状況]

- ・平成 18 年 984 回開催 受講者 42,619 人
- ・平成 19 年 1.349 回開催 受講者 53.562 人
- ・平成 20 年 1.427 回開催 受講者 55.197 人

〔プレジャーボート等に対する安全運航に関する指導隻 数〕

- ・平成 18 年 17,477 隻
- ・平成 19 年 18,818 隻
- ・平成 20 年 17,596 隻

(海上保安庁)

プレジャーボート等の建造に関する技術者講習の推進 プレジャーボート等の経営・技術分野に関する講習会 を開催し、建造技術の適正な水準を維持し、船舶の安 全性の確保を図っている。

(国土交通省)

ウ プレジャーボート等の安全基準、検査体制の整備 プレジャーボート等の小型船舶の安全に関する技術基 準を改正し、適用できる ISO(国際標準化機構)規格が 13 規格から 42 規格に増え(H21.11.1 現在)、これによ リプレジャーボート等の設計の自由度が増すととも に、これらの小型船舶の輸入円滑化が期待される。

(国土交通省)

エ プレジャーボート等の安全に対する情報提供の充実 運輸局・支局等の窓口のみならず、マリーナ、漁業協 同組合、海の駅等を通じて、船舶検査受検の重要性及 び小型船舶操縦者の遵守事項に関するリーフレットを 配布した。

(国土交通省)

レーダー波高計等を整備し、沿岸域情報提供システムによる提供情報の充実を図った。

[レーダー波高計、ライブカメラの整備箇所数]

	18 年度	19 年度	20 年度
レーダー波高	2	1	0
計			
ライブカメラ	0	10	5

(海上保安庁)

全国70箇所の海上保安部等において、沿岸域情報提供システム(MICS)を運用し、気象・海象情報等の船舶交通の安全に必要な情報を提供した。

[MICSホームページ(トップページ)のアクセス件数]

- ・平成 18 年 6,799,003 件
- ・平成 19 年 6,739,149 件
- ・平成 20 年 6,588,695 件

(海上保安庁)

「海の相談室」において、日本海洋データセンター (JODC)が保有する水温や海流・潮流等海洋の基礎 的

データ、海図や水路誌等の各種文献・図面等の閲覧の ほか、マリンレジャーに必要な情報等を提供してい る。

〔海の相談件数〕

- ・18 年度 8.626 件
- ・19 年度 7,292 件
- ・20 年度 6,351 件

オ 免許取得者の知識・技能の確保及び小型船舶操縦者の 遵守事項の周知・啓発

簡素・合理化された新小型船舶操縦士免許制度の下で, 免許取得者が小型船舶を的確・安全に操縦できるよう な一定の知識・技能の習得が継続的に図れるように努 めた。

また,船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦者の遵守すべき事項(酒酔い等操縦の禁止,危険操縦の禁止,ライフジャケットの着用等)の周知・啓発,違反事項の調査・取締を実施し,マリンレジャー愛好者のマナー意識・安全意識の向上に努めた。

(国土交通省)

ライフジャケット着 用率の向上

【数值目標】

「平成 22 年までにライフジャケット着用率を 50%以上 にする」

〔ライフジャケット着用率〕

- ・平成 18 年度 42%
- · 平成 19 年度 52%
- ・平成 20年度 48%

(海上保安庁)

プレジャーボート等の乗船者の常時着用を義務づける「船舶職員及び小型船舶操縦者法」について、その施行規則を改正し、平成20年4月1日より、航行中の漁船に乗船し漁ろうに従事する場合、連絡手段を確保していてもライフジャケットの着用が義務となった。その着用義務に伴い、小型船舶の安全確保対策の一環として、漁協やマリーナ等にて、航行中におけるライフジャケットの着用などの遵守事項に関するリーフレット配布や講習会等を実施することで、着用率向上を図っている。

(国土交通省)

「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の広報媒体を活用した周知・啓発活動を、年間を通して、あらゆる機会を通じて実施。

漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動を、年間を通して、あらゆる機会を通じて 実施。

(海上保安庁)

漁協・マリーナ・釣具店等関係団体における自主的啓発 活動を推進。

[「ゴールデンウィーク安全旬間」における自主的啓発活動の推進件数]

(平成18年は「ゴールデンウィーク期間におけるマリンレジャー安全推進期間」)

- ・平成18年 3135件(10日間)
- ・平成19年 3101件(10日間)
- ・平成20年 3085件(10日間)

[「夏季安全推進期間」における自主的啓発活動の推進件数]

- ・平成19年 2791件(51日間)
- ·平成20年 3297件(62日間)

この他、年間を通して、あらゆる機会を通じて実施。 漁協・マリーナ・釣具店等関係団体:

マリーナ・ヨットハーバー

マリンレジャー用品販売店(釣具店を除く)

釣具店

瀬渡し船業者

マリンレジャー関係団体

地方自治体

漁協 等

(海上保安庁)

ボランティア団体との連携を実施。

ボランティアの団体:ライフセービング協会

PW (パーソナルウォータクラフト) 安全協会

(海上保安庁)

国土交通省海事局、水産庁、地方自治体等と連携した安全指導・啓発活動を、年間を通して、あらゆる機会を通じて実施。

小中学生等若年齢層に対する事故防止のための安全指 導の実施。

〔夏季安全推進期間に実施した安全指導の件数〕

- ・平成19年 98件
- · 平成 2 0 年 178 件

この他、年間を通して、あらゆる機会を通じて実施

(海上保安庁)

ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ等の フォローアップ及び地域拠点化の展開。

・平成 17 年 490 箇所

平成 18 年 567 箇所

・平成 18 年 567 箇所 平成 19 年 607 箇所

・平成 19 年 607 箇所 平成 20 年 655 箇所

(海上保安庁)

プレジャーボート等の乗船者に対する着用義務違反に 対する指導・取締りを実施。

(海上保安庁)

1人乗り小型漁船のライフジャケット着用義務範囲拡大 を踏まえた着用指導を実施。

・平成 20 年 3 月 1 日~15 日の間、水産庁及び国土交通 省海事局とともに、漁船関係者のライフジャケット着 用推進キャンペーンを実施。

(海上保安庁)

都道府県漁協女性部連絡協議会等に対する漁業者のラ イフジャケット着用推進の働きかけを行い、平成21年6 月末現在全国 19 の都道府県で 710 人の女性着用推進員 (LGL:ライフガードレディース)が誕生し、漁業者 自らがライフジャケット着用推進に積極的に実施。

(海上保安庁)

海難等の情報の早 期入手

【数値目標】

「平成 22 年までに海難及び船舶からの海中転落発生か ら2時間以内に海上保安庁が情報を入手する割合を 80%以上とする」

[2時間以内の関知率]

- ・平成 18 年度 72%
- · 平成 19 年度 75%
- ・平成 20 年度 75%

「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の広報媒体を活用した周知・啓発活動を、年間を通して、あらゆる機会を通じて実施。

(海上保安庁)

漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動を、年間を通して、あらゆる機会を通じて 実施。

(海上保安庁)

漁協・マリーナ・釣具店等関係団体における自主的啓発 活動を推進。

〔「ゴールデンウィーク安全旬間」における自主的啓発活動の推進件数〕

(平成18年は「ゴールデンウィーク期間におけるマリンレジャー安全推進期間」)

- ・平成18年 3135件(10日間)
- ・平成19年 3101件(10日間)
- ・平成20年 3085件(10日間)
- [「夏季安全推進期間」における自主的啓発活動の推進件数]
 - ・平成19年 2791件(51日間)
 - ・平成20年 3297件(62日間)
- この他、年間を通して、あらゆる機会を通じて実施。

漁協・マリーナ・釣具店等関係団体:

マリーナ・ヨットハーバー

マリンレジャー用品販売店(釣具店を除く)

釣具店

瀬渡し船業者

マリンレジャー関係団体

地方自治体

漁協 等

(海上保安庁)

ボランティア団体との連携を実施。

ボランティアの団体:ライフセービング協会

PW (パーソナルウォータクラフト) 安全協会

海事局、水産庁、地方自治体等と連携した安全指導・啓 発活動を、年間を通して、あらゆる機会を通じて実施。

(海上保安庁)

GMDSS機器の適正使用の指導・啓発を年間を通して、あらゆる機会を通じて実施。

(海上保安庁)

(6)海上交通に関する法秩序の維持

船舶交通のふくそうする航路等における航法(航泊禁止 区域内航行等)に関する指導取締りを実施している。

(海上保安庁)

海難の発生に結びつくおそれのある事犯(定員超過、航行区域外航行、航行停止命令違反、無資格者運航・無検査船舶運航等)に関する指導取締りを実施している。

(海上保安庁)

海上輸送やマリンレジャー活動が活発化する時期等における指導取締りを実施している(ゴールデンウィーク、夏休み、年末年始等のマリンレジャーや海上輸送が活発化する時期における安全運航体制や救命・消防設備の保守点検等に関する指導取締り、小型船舶操縦者に対する遵守事項の励行に関する安全指導等)。

・立入検査実施状況

年	18	19	20
件数	33,702	34,645	36,160

・海事関係法令の送致状況

年	18	19	20
件数	3086	3465	3969

・刑法(往来妨害罪等)の送致状況

年	18	19	20
件数	807	887	939

(海上保安庁)

(7)救助・救急活動の充実

海難等の情報の収集 処理体制の充実 海上保安庁では、海難救助を迅速かつ的確に行うため、 平成18年度までに司令部門と通信部門の一体化により、情報収集の一元化を図ったほか、平成19年4月から携帯電話による海難等の発信位置情報を取得できるよう、緊急電話通報「118番」の受付機能を強化して、情報収集体制の充実を図った。 また、平成18年度からコスパス・サーサット捜索救助衛星システムによる遭難警報、携帯電話からの118番通報による位置情報、船舶に搭載されたAIS等から得られる我が国周辺海域の船舶動静情報等を、海上保安庁が保有する各種の情報と横断的に照合できるシステム(船舶動静情報を活用した海上保安業務システム)を構築、平成21年8月から当該システムの運用を開始し、救難即応体制、海難防止対策等の更なる向上を図った。

(海上保安庁)

海難救助体制の充実・強化

海難救助体制の充 ア 救助勢力の早期投入

老朽旧式化した巡視船艇・航空機について、速力、捜索監視能力等の向上を図った船艇等への緊急かつ計画的な代替整備を進めている。

〔各年度每 措置数〕

- ·平成18年度 巡視船艇24隻 航空機8機
- ・平成19年度 巡視船艇23隻 航空機2機
- ・平成20年度 巡視船艇14隻 航空機3機
- ・平成21年度 巡視船艇17隻 航空機6機

(海上保安庁)

平成19年度より、年間を通じて、時間帯により差のない巡視艇の緊急出動体制の確保のため、複数クルー制の拡充など、海上保安体制の強化を図っている。

〔複数クルー制導入隻数〕

- ·平成19年度 33隻
- ·平成20年度 29隻
- ・平成21年度 25隻

(海上保安庁)

高速巡視船に搭載した二軸電磁口グによる海潮流データを漂流予測に活用すべく、海潮流データの表示、陸上へのデータ伝送を開始した。

・平成 21 年度までに巡視船 30 隻整備予定。

(海上保安庁)

測量船・巡視船で観測される海潮流・風等のデータを、 海上保安庁海洋情報部に設置された受信装置に伝送し、 漂流予測に使用するシステムを整備し、漂流予測の精度 向上を図っている。

・平成 21 年度までに巡視船 53 隻整備。

測量船・巡視船及び各機関の船舶等により取得される 海象・気象データを一元的に収集・処理し、漂流予測や 海洋速報等に活用するリアルタイムデータベースを管 理・運用することにより、漂流予測情報の提供に最も重 要な海の流れの情報を充実させ、毎日の海洋速報の発行 を可能とした。

(海上保安庁)

オンライン漂流予測プログラムについては、内海・内 湾域の詳細潮流定数への変更、沿岸域の潮流成分加味、 埋立等による岸線変化の修正等の改良を行い、漂流予測 精度の向上を図り、迅速かつ的確な捜索海域の設定に寄 与した。

(海上保安庁)

漂流予測の精度向上のため、リアルタイムデータベースへの外部データの積極的な取込等の改修を行い、最新の気象・海象データによる漂流予測が実施できるようにした。

(海上保安庁)

イ 救助・救急体制の充実

ヘリコプターの高速性等を活用した人命救助体制の充 実強化を図るため、平成 21 年度 10 月現在、関西空港、 函館、福岡、美保、鹿児島及び那覇 (海上保安)航空基 地の 6 基地に各 8 人計 48 人の機動救難士を配置。

(海上保安庁)

機動救難業務に従事する職員に対し、機動救難業務遂 行に必要な降下・吊上げ、レンジャー、潜水等の基本的 な技術を習得させるため、機動救難士養成研修を実施。

・平成 18 年度:1回、4人 ・平成 19 年度:2回、14人 ・平成 20 年度:2回、7人

(海上保安庁)

メディカルコントロール体制強化のため、海上保安庁 メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の現場における活動要領を作成。

・平成 18 年度

法改正に伴う、除細動器の実施要領の改正を実施 救急救命士に対する生涯教育ガイドラインを作成 メディカルコントロール協議会小委員会の拡充 ・平成 19 年度

当庁救急救命士の活動基準を示した「救急活動 マニュアル」を作成

また、本マニュアルを元に救急救命士の実施した救 急活動を検証し、救急救命士の活動の向上を図ること を目的とした事後検証体制を確立

・平成 20 年度

平成 19 年度作成の救急活動マニュアルの内容について、他機関の活動状況を踏まえ、事故防止の観点から救急活動マニュアルの内容の見直し、改正を実施

救急救命士がより高度な医療行為を実施できるよう にするために必要な講習及び実習の実施に関して、要 領等を作成

(海上保安庁)

ウ 海難救助体制の連携

捜索救助勢力を有する関係機関との連携強化。

(海上保安庁)

JASREP参加促進運動を全国的に展開するとともに、JASREP通報実績優秀船舶の顕彰を実施。

〔JASREP参加船〕

- ・平成17年 2486 隻
- ・平成18年 2654隻
- ·平成19年 2712隻
- · 平成 2 0 年 2743 隻

平成17年~平成20年で257隻増加

(海上保安庁)

韓国、ロシア、アメリカとの合同捜索・救助訓練を実施。

(海上保安庁)

社団法人日本水難救済会、社団法人日本海洋レジャー 安全・振興協会等民間海難救助組織との連携。

(海上保安庁)

海難救助技術の向上

特殊海難対応能力の向上のため、潜水指定船に対する特別強化訓練を実施。

·平成 18 年度: 2回(計4隻)

目的)特殊救難隊の指導の下、火災・危険物海難を含めた特殊海難に対する初動措置や、現場到着、 救助、帰還のためのレンジャー技術の向上

- ・平成19年度:3回(計6隻)目的)火災・危険物海難を含めた特殊海難に対する対処能力の強化
- ・平成 20 年度:2回(計5隻)

目的)火災・危険物海難対応能力及び救急事案対応能力の強化

(海上保安庁)

航空機による海上漂流者の捜索能力の向上を図ること に重点を置いた捜索救助訓練を実施。

・毎年全管区において実施

(海上保安庁)

大型フェリーの火災を想定した消火・救出等の業務、消 防機関との連携等を図るため、大型旅客船火災救助訓練

- ・平成17年度:三、六、八管区において実施
- ・平成 18 年度:一、九管区において実施

(海上保安庁)

高速船特有の衝突事故による多数の負傷者を伴った集団災害事故を想定した旅客船多数負傷者事案対応訓練を実施。

・平成19年度:三管区において実施

・平成20年度:三、十管区において実施

(海上保安庁)

ヘリコプターからの降下技術の向上のため、特殊救難隊 と各(海上保安)航空基地の機動救難士による合同リペ リング降下訓練を実施(平成19年度、平成20年度)。 (海上保安庁)

特殊救難隊に対し、特殊海難対応能力向上のための各種研修を実施。

- ・海上原子力事故等が発生した際に救助活動を実施できる特殊救難隊に対して被災者の救急処置及び人体汚染の計測等に必要な知識及び技術を習得させる研修を実施
- ・放射性物質の輸送事故に対応する特殊救難隊に専門的 判断能力を取得させ、事案に対し的確に対処させる研 修を実施
- ・特殊救難隊の化学剤テロに対する知識及び能力を維持・向上を図る研修を実施

海難救助に係る手法の研究及び救助技術の維持向上のため、海上保安庁で定めた「救難マニュアル」の改訂を実施中。
・「救急蘇生法」の全面改訂
・「吊り上げ救助」の全面改訂
(海上保安庁)

洋上救急体制の充実
日本水難救済会を事業主体として実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力を行うとともに、関係団体と協力し、医療機関の参加の促進、医師、看護師に対する慣熟訓練を実施。・平成18年度~20年度までの出動件数:63件
医師・看護師:119人(平成17年度から17人増加)患者:64人
洋上救急協力医療機関:140箇所(平成17年度から7

箇所増加) 慣熟訓練:64 回

(海上保安庁)

(8)被害者支援の推進

「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、保障契約の締結 を確保するため関係者に対し周知徹底を行う等、被害者 支援の推進に取り組んでいる。

(国土交通省)

(9)研究開発及び調査研究の充実

海上交通の安全に関 する研究開発の推進

荒天下での事故原因分析手法の構築及び安全性向上の ための研究。

荒天下での船舶の安全性向上を図ることを目的に、操船環境の再現技術による事故原因分析手法、復原性・救命設備の安全基準等の研究を行っている。(平成18年度~平成22年度)

(国土交通省)

強潮流域の面的潮流観測及び予測システムの構築に関する研究を実施した。(平成17年~18年度:日本財団助成事業)

海難原因究明のため の総合的な調査研究 の推進 海難審判の結果明らかになった個々の海難の原因や実態について、テーマごとに詳細な分析を行い、同種海難の防止策を提言する「海難分析集」を始め、海難事例と防止策を紹介する定期情報誌、外国人船員向けに我が国周辺海域特有の海難事例を紹介する英語版の情報誌を発行し、海事関係者等に広く提供するとともに、海難防止のための講習会等に積極的に講師派遣を行った。

(国土交通省)

海難の原因究明を迅速かつ適確に行うため、航海情報記録装置(VDR) 船舶自動識別装置(AIS) 電子海図情報表示システム(ECDIS)など新たな技術を原因究明に活用するための調査研究を推進した。

(運輸安全委員会)

事故の再発防止に寄与するため事故防止分析官を設置し、個別の事故等調査では分析しきれない特定課題について技術的、客観的、集中的に分析するほか、事故等調査で得たデータを統計的に分析し、事故の傾向等を解析するなど各種分析作業を専門に行っている。また、運輸安全の向上に寄与するため「運輸安全委員会ニュースレター」を発刊し、事故防止に係る有用な情報を提供した。

(運輸安全委員会)

船舶の総合的安全評 価の推進

リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究 船舶の合理的かつ効率的な基準の策定を目的に、安全対 策によるリスク減少を定量的に評価する手法(リスクベ ースの安全性評価手法)の構築のための研究を行ってい る。(平成18年度~平成21年度)

(国土交通省)

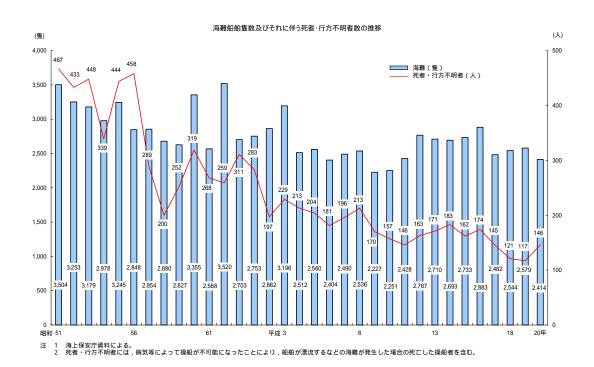
船体構造の経年劣化対策の強化及びこれを踏まえた構造基準の体系化のための研究。

経年劣化対策も含んだ合理的な構造基準体系の構築を目的に、国際海事機関での審議に対応した船舶構造強度 基準等の研究を行っている。(平成18年度~平成22年 度)

(国土交通省)

2 まとめ

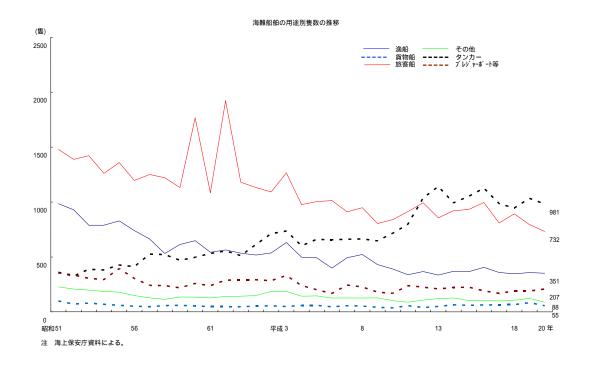
我が国の周辺海域において,海難に遭遇した船舶(以下「海難船舶」という。)の 隻数の推移をみると、第2次交通安全基本計画期間(昭和51~55年度)の年平均 隻数では3,232隻であったものが、平成20年では、2,414隻となっており、 約3割減少した。



これを用途別にみると、漁船の海難は1,382隻(全体の43%)であったものが、732隻(30%)まで減少し、貨物船の海難は864隻(27%)であったものが351隻(15%)まで減少した。

一方、モーターボート、ヨット等のプレジャーボート及び遊漁船(以下「プレジャーボート等」)の海難は376隻(12%)であったものが、981隻まで増加し、全体の41%を占めるに至った。

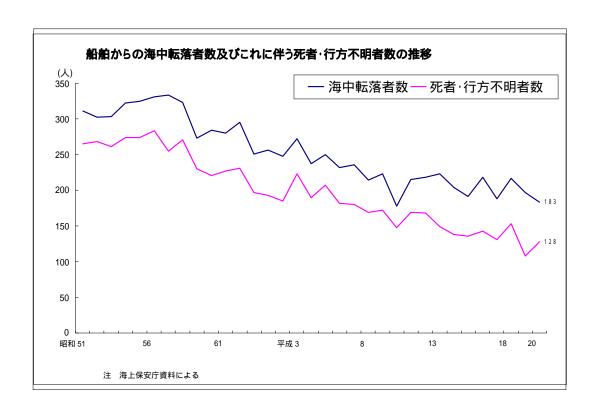
このほか、タンカーの海難は、199隻であったものが88隻に減少し、旅客船の海難については75隻であったものが55隻に減少した。



このような海難船舶の状況から、ふくそう海域における情報提供・航行管制システムの整備を始め、海難防止思想の普及、民間団体の海難防止活動の展開、気象・海象情報の提供の充実等の各種安全対策を計画的に推進してきた成果が認められる反面、プレジャーボート等の海難の増加については、近年の国民の余暇志向の高まりに伴い、マリンレジャーが急速かつ広範に国民に普及し、運航のための初歩的な知識・技能の不足した運航者の増加が、その背景にあるものと考えられる。

また、船舶からの海中転落者数の推移をみると、第2次交通安全基本計画期間の年平均人数では313人であったものが、平成20年では183人となっており、約4割減少している。

海難による死者・行方不明者の数は、第2次交通安全基本計画期間の年平均で426人であったものが、平成20年では146人となっており、約7割減少している。また、船舶からの海中転落による死者・行方不明者の数は、第2次交通安全基本計画期間の年平均人数では268人であったものが、平成20年では128人となっており、約5割減少している。



最後に、第8次交通安全基本計画の実施期間中(平成18年度~平成22年度)に おける平成18年から平成20年までの「海難船舶隻数およびそれに伴う死者・行方 不明者数」並びに「船舶からの海中転落者及びそれに伴う死者・行方不明者数」の推 移を見てみると、次のとおりであるから、第8次交通安全基本計画上の海上交通安全 施策は概ね効果的であると考えられる。

	18年	19年	20年
海難船舶隻数(隻)	2,544	2,579	2,414
死者・行方不明者数	1 2 1	1 1 7	1 4 6
(人)			

	18年	19年	20年
船舶からの海中転落者数	2 1 7	1 9 7	1 8 3
(人)			
死者・行方不明者数(人)	1 5 3	1 0 8	1 2 8